

役員選考規程

(目的)

第1条 本規程、一般社団法人日本デフバドミントン協会(以下「本協会」という)「定款」第23条・第24条に定める役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の変義)

第2条 本規程の役員とは定款第23条の通り、理事、監事とする。

(役員の変格)

第3条

(1)本協会の役員は、次の条件を満たさなければならない。

- 1 就任時において、原則として年齢が満20歳以上、満70歳を超えていないこと
- 2 役員の変任期間が原則として連続最長10年を超えないこと
- 3 本協会設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それら推進に相応しい人格を有すること
- 4 事業運営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまた陸上競技分野等において、専門的な知識また経験を有していること
- 5 健康であり、業務に支障がないこと
- 6 遵法精神に富んでいること

(2)次に掲げる者は、役員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
- 3 刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- 5 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- 6 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

(3)本協会役員選考は以下の通り努力目標を設定する。

- 1 女性役員の変割合を40%以上になるよう努める。
- 2 外部役員の変割合を25%以上になるよう努める。
外部役員とは、最初の選任時において、過去に本協会の役員、又は使用人を務めたことがない者をいう。

(役員の変考)

第4条

(1)役員の変考については、社員総会において選定する。ただし、役員が事故またはやむを得

ない事由により存続ができない場合においては、理事会において選定する。

- (2) 役員の任期満了または辞任に伴う次期役員選考にあたり、役員は次期役員選任時まで存続するものとする。
- (3) 会長の選考については、役員選考後の理事会において選定する。
- (4) 会長の任期満了または辞任に伴う次期会長選考にあたり、会長は次期会長選任時まで存続するものとする。ただし、会長が事故またはやむを得ない事由により存続ができない場合においては、7 日以内に理事の中から次期会長を選定する。

(役員任期)

第 5 条

- (1) 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 理事又は監事は、「定款」第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。
- (5) 前第 2 条 1 項 2 号について、国際団体の役員を任命されている場合や、その他、特別な事情がある場合等は、理事会で検証し社員総会の決議により 10 年を超えることが出来る。但し、超えた年数から原則として 2 期 4 年以内とする。

(本規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。